

## 平成23年度 第1回北海道地方独立行政法人評価委員会公立大学部会 会議結果

### 1 開催日時

平成23年4月18日（月）14:15～14:47

### 2 開催場所

道庁本庁舎3階テレビ会議室

### 3 出席者

#### 【委員】

舟橋 健市 部会長（公認会計士）

宇根 良衛 委員（独立行政法人国立病院機構 北海道医療センター 院長）

谷山 弘行 委員（酪農学園大学学長）

和田 健夫 委員（国立大学法人小樽商科大学副学長）

#### 【欠席委員】

太田 明子 委員（太田明子ビジネス工房代表）

#### 【事務局（大学法人運営支援室）】

古屋参事、漆館主幹、沼田主査、佐々木主査、樋口主任

### 4 会議次第

#### 1 開会

#### 2 議事

（1） 部会長の選任・部会長代理の指名

（2） 【審議事項】北海道公立大学法人札幌医科大学助産学専攻科新設に伴う中期目標の変更に係る意見について

（3） 【報告事項】北海道公立大学法人札幌医科大学「年度計画」（平成23年度）

（4） その他

#### 3 閉会

### 5 議事概要

#### (1) 部会長の選任・部会長代理の指名

##### 【事務局】

- ・ ただいまから、平成23年度第1回北海道地方独立行政法人評価委員会公立大学部会を開催いたします。委員の皆様方には、評価委員会からの引き続きの開催で、お疲れのところ申し訳ありませんがよろしくお願いいたします。
- ・ 本日の議題についてでございますが、まずは、部会長の選任、部会長代理の指定を行った後、助産学専攻科新設に伴う中期目標の変更についての意見についてご審議をお願いし、その後法人のH23年度計画の報告を行いたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。
- ・ それでは、議事の1でございます。部会長の選任につきましては「北海道地方独立行政法人評価委員会条例」第6条第3項において、部会長は、部会に属する委員が互選することとなっております。
- ・ つきましては、部会長について、どなたか、立候補される方、又は推薦される方がいらっしゃいましたらよろしくお願いいたします。

##### 【委員】

- ・ 部会長も引き続き「舟橋委員」を推薦します。

#### 【事務局】

- ・ ただいま、舟橋委員を推薦するご発言がありました、いかがでしょうか。  
(異議なしの声)
- ・ それでは、部会長に舟橋委員が選出されましたので、よろしくお祈いします。  
これから後の議事の進行につきましては、舟橋部会長にお祈いしたいと思ひます。  
よろしくお祈いします。

#### 【部会長挨拶】

- ・ 引き続き部会長となりました、舟橋です。委員の皆様のご協力をいただきながら、円滑な部会の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお祈いします。
- ・ また、新たに委員となられました酪農学園大学の谷山学長におかれましては、戸惑うことが多々あるかと存じますが、これまでの大学経営に携わった経験を元に、ご指導、ご助言をお祈い申し上げます。
- ・ さて、本日の公立大学部会は、助産学専攻科の開設に伴い、中期目標を変更する必要があることから、その内容に対する意見について審議を行います。
- ・ この後で評価委員会も再開されますので、ご審議をお祈いいたします。

#### 【部会長】

- ・ それでは、部会長代理の指名に入りますが、評価委員会条例第6条第5項に基づき、部会長があらかじめ指定する者がその職務を代理することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。
- ・ 「和田委員」を部会長代理として指名したいと思ひます。  
和田委員よろしいでしょうか。  
(和田委員了承)
- ・ それでは、和田先生よろしくお祈いします。

### (2)【審議事項】北海道公立大学法人札幌医科大学助産学専攻科新設に伴う中期目標の変更に係る意見について

#### 【部会長】

- ・ それでは、議事の(2)「北海道公立大学法人札幌医科大学助産学専攻科新設に伴う中期目標の変更に係る意見」について、事務局から説明させていただきます。

#### 【事務局】

- ・ 資料2-1をご覧ください。まずは、主旨を説明いたします。  
札幌医科大学では、附属病院のすぐ隣にあります道立の衛生学院の助産師課程の機能移管を受けて、平成24年度から新たに「助産学専攻科」を開設することとしております。  
現在の中期目標には、教育研究上の基本組織として、「学部」、「大学院」、と附属病院を含む「附属施設」の3種類の基本組織が定められていますが、今回助産学専攻科を開設するに当たっては、この基本組織に「専攻科」という組織を加えなければならないことから、中期目標の変更が必要となっているところです。  
地方独立行政法人法第25条第3項によりまして、「中期目標を変更するときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。」と規定されておりますことから、今回ご審議いただくところでございます。
- ・ 開設する札幌医科大学の助産学専攻科の概要について2に示してございます。  
修学年数は1年で、入学定員は20名、入学資格としては、基本的には、大卒の看護師免許保有者としております。
- ・ 3には、今回の中期目標の変更内容について概要を示してあります  
詳しくは次の資料で説明いたしますが、新たに「専攻科」を追加するというものでございます。
- ・ 4のスケジュールについてですが、

中期目標の変更については、本日の評価委員会の意見を聴取した後、6月の第2回定例道議会に議案を提出し、7月の議決後、法人に指示いたします。

それを受けて、法人が中期計画の変更申請を行い、8月の評価委員会でその変更中期計画に対する意見について審議し、認可することとなります。

助産学専攻科の設置の流れについては、7月に文部科学省に対し指定申請を行い、10月に指定を受け、入学者募集、入試を経て平成24年4月に開設することとなります。

- それでは、今回の中期目標の変更の内容についてご説明いたします。  
資料2-2をご覧ください。新旧対照表でご確認いただけます。
- まずは、中期目標第1の2の教育研究上の基本組織についてであります。  
表が示してありますが、先ほど申しましたとおり、「学部」、「大学院」と横並びの組織として「専攻科」を追加しております。
- 次に、第2の1 教育に関する目標についてでございます。  
(1) 教育の成果に関する目標には、学部、大学院の各課程で、どのような人材を育成するかについての目標が定められており、ここに、助産学専攻科で養成を目指す人材の姿を示しております。「助産に関する高度な知識と優れた技術を身につけ、その基礎となる助産学を探究することができる創造性に富み人間性豊かな人材を育成する。」としております。
- 次に(2) 教育内容等に関する目標についてですが、  
ここでは、「ア入学者の受け入れ」と「イ教育課程」の項目に助産学専攻課程の目標を追加しております。  
まず「ア入学者の受け入れ」ですが、ここには入学者の選抜に関する基本的な方針を設定しておりますので、助産学専攻課程としては、「多様な資質、経験等に対応した選抜方法を取り入れるとともに、学習意欲と目的意識を持った優れた人材を確保する。」としております。  
札幌大卒業生のみならず、広く他大学、社会人などを対象として選抜し、優秀な人材の確保を目指すこととしており、推薦入試も実施する予定と聞いております。
- 次に、「イ教育課程」についてであります。ここには、教育課程編成の基本的な考え方を示しております。助産学専攻課程としては、「助産をめぐる環境の変化に対応し、学生の専門知識・技術の習得と基本的な研究能力の向上が図られるよう教育を行う。」としております。
- 中期目標において、教育の各課程ごとに示した目標はこの3点のみであり、ここに助産学専攻課程の目指す目標を追加するというのが、今回の変更内容でございます。
- 最後に資料2-3に変更中期目標の全文を示しております。ご参照ください。  
説明は以上でございます。

#### 【部会長】

- ただ今、事務局より比較表により説明がありましたが、この件について何か、ご意見、質問等がございますか？

#### 【委員】

- バックグラウンドがよく分からないのですが、衛生学院はもう無くなったのですか、平成24年に無くなるのですか。助産師課程が分離するのですか。

#### 【事務局】

- 衛生学院の助産師課程が平成24年3月で廃止されます。  
看護師課程については、平成25年3月に廃止され、それで、衛生学院は廃止となります。

#### 【委員】

- これは、札幌医科大学の中期目標が決まる前には無かった話なのでしょうか。

#### 【事務局】

- 衛生学院のあり方について、保健福祉部で検討しておりまして、昨年廃止という方向となりました。助産師については、ただ廃止するのではなく、大学の方へ機能移管するという方向で、札

医大が引き継ぐこととなりました。

**【委員】**

- ・ この入学定員 20 名とか、概要は衛生学院のときと変わりはないのですか？

**【事務局】**

- ・ 今の衛生学院の定員はこれより多いですが、入学者の数が減ってきているので、札幌医科大学は実際の入学者数に合った定員数としています。

**【委員】**

- ・ （衛生学院の）22 年 23 年の計画では少なく計画しているのですか。

**【事務局】**

- ・ そうですね

**【委員】**

- ・ 助産師は資格が必要なのですか。

**【事務局】**

- ・ はい、国家資格です。

**【委員】**

- ・ それですと、助産師課程に修学すると、その受験資格が与えられるということですね。一般的に、助産師の不足と言うことが言われていますが、北海道はどうなのですか。この 20 名の定員と助産師の確保に関して、今回の計画は、衛生学院から見ると定員が減るわけですので。

**【事務局】**

- ・ 定員は減るのですが、実際に衛生学院に入学していた方々は 20 名程度なのです。それで、今回札幌医科大学の入学定員も 20 名としています。助産師の数の予測については、我々も直接の所管では無いのですが、これまでどおり維持されると聞いています。

**【部会長】**

- ・ 平成 25 年に（札幌医科大学に）もう一つ移管するような話がありましたが、来年も、このように変則的なやり方をするのですか。

**【事務局】**

- ・ 看護の方は、すでに他の専門学校等に受け入れを増やしておりますので、札幌医科大学では受ける必要はありません。

**【委員】**

- ・ 文部科学省に届け出るのですか。

**【事務局】**

- ・ 指定申請を行います。

**【委員】**

- ・ その位置づけとしては、大学の「大学院」と「専攻科」と、同じ大学の中の一つの教育課程として、1 年というのは、文部科学省としては問題ないのですか。そういう括りはあるのですか。

**【事務局】**

- ・ 学校教育法に、大学に基本組織を置くこととなっております、その中に学部、大学院、その他専攻科を置くことができますとなっております。  
すでに札幌医科大学では、文科省に事前打ち合わせを3度ほど行っており、教員の確保のめどもつきまして、指定を受けられる見通しがほぼ確実となったとすることで、今回この変更を提出しているところです。

**【委員】**

- ・ これは教育課程の編成の基本的な考え方を示したところですが、既存の学士課程、大学院課程においては、「教育課程の編成に取り組む」とか「教育課程を充実」という言葉を使っているのですが、新しく加わった教育課程では、「教育を行う」という表現を使っているのに何か理由はあるのですか。専攻科は1年なので、はっきりしたカリキュラムは無いということですか。

**【事務局】**

- ・ どちらかという、専攻科については、技術者の養成に近いような形で、とりあえず行こうと言うことですので、充実という言葉は使わず、専攻科については技術の習得ですとか、能力の向上を図る教育を行って、とりあえず助産師という技術専門職を養成するということを位置づけていると聞いております。その後の大学院の設置に向けた取組をするときには、充実という言葉も入ってくると言うことです。

**【委員】**

- ・ 「教育課程」という言葉は使わなくて良いということですか。教育課程といえば、カリキュラムと言うことですので、授業科目をどのように作っていくか、前期にこれをやって、後期にこれをやってと決めていくものですが、これはないのですか。

**【事務局】**

- ・ 1年しかないということもあり、あえて大きな意味でいう教育課程とは違うという捉え方もしております

**【委員】**

- ・ 助産師の資格を取ることが大きな目標ですか。

**【事務局】**

- ・ 助産師の養成数を増やそうとすることが、とりあえずのところでは。

**【委員】**

- ・ 1年で資格を得られるようなカリキュラムになっているということですか。

**【委員】**

- ・ 課程を修了するという概念はないのですか。ただそこにおいて国家試験をめざして、合格すれば良いということですか。

**【事務局】**

- ・ 32単位の単位制としております。

**【委員】**

- ・ 32単位、それでは、教育課程はあるのですね。  
(表現について) 特にこだわっているわけではないのですが。

【部会長】

- ・ そもそもなぜ、医大に衛生学院の助産学専攻課程を移管することとなったのですか。

【事務局】

- ・ 道といたしましては、かなり民間の大学や専門学校で養成が充実されてきているので、道として育成する場は廃止しようということになったのです。大学とか、専門学校、高看の方で助産師の育成がされておりますので、衛生学院としてそれ以上は必要ないと。

【部会長】

- ・ 道立から、独立行政法人に移管したということですね、分かりました。

【事務局】

- ・ たまたま、他の民間に受け皿が無くて、札幌医科大学が法人化になったということも併せて、昨年正式に大学として受け入れるとなりまして、2～3年前から話をしていたそうですが、受け入れ先として落ち着いたということです。

【部会長】

- ・ 他にありませんか。  
それでは、この議題はこのとおり終了します。

**(3)【報告事項】北海道公立大学法人札幌医科大学「年度計画」(平成23年度)**

【部会長】

- ・ 次に、議事の(3)報告事項ですが「北海道公立大学法人札幌医科大学「年度計画」(平成23年度)」について事務局から報告願います。

【事務局】

- ・ 資料3の北海道公立大学法人札幌医科大学の「平成23年度年度計画」についてですが、3月23日付で法人から通知がありましたので報告いたします。
- ・ 個々の内容については、後ほどごらんになっていただければと思っておりますが、項目数は、再掲を含めましてH22年度計画の168項目からおおよそ半減の88項目となっております。そのほとんどが、達成済み若しくは通常業務として項目の整理がされております。

以上でございます。

【部会長】

- ・ 今、事務局から報告がありましたが、この件について質問がありましたら、発言をお願いします。  
(意見なし)

**(4) その他(事前評価の評価結果イメージ)**

【部会長】

- ・ 次に、その他として、事前評価の評価結果のイメージについて、事務局から説明願います。

【事務局】

- ・ 前回の公立大学部会でご審議いただきました「北海道公立大学法人札幌医科大学の中期目標達成状況等評価(事前評価)」についてですが、委員より「評価のひな形」についての質問がありましたことから、今回評価結果のイメージを用意させていただきました。

- ・ 参考資料1をご覧ください  
前回説明いたしましたとおり、各項目一つ一つにランク付けを行う評価は実施せず、記述式による評価といたし、達成した成果と、今後解決すべき課題を明確に記載する事としています。
- ・ 構成は、総論と、各論に分けて評価する予定としております。
- ・ 総論は、全体を総括して文章でまとめるイメージとしております。法人の取り組みを評価するとともに、中期目標期間の残る2年間における法人の取組の強化を期待する事項、さらには、次期中期目標・計画の策定にあたり留意すべき事項を含め、総括的な評価を行うこととしております。
- ・ 次に、各論についてであります。各論は、総論評価を行うため、中期計画の大きな項目ごとに、取組・成果を検証し、注目される主な取組と、今後の取組の強化を期待する事項を示し、その項目についての評価を示すというイメージであります。
- ・ この評価イメージにつきましては、先進県等の例を参考としております。  
現時点で、事前評価はこのようなイメージで作成することを考えております。

以上でございます。

**【部会長】**

- ・ 今、事務局から報告がありましたが、この件について質問がありましたら、発言をお願いします。一応このような形で事前評価というか、4年間を経過した時点での中間評価を行うとのことなんです。

**【委員】**

- ・ 4年間分のものとして自己評価書はまとめて提出されるということですか。

**【事務局】**

- ・ 22年度分までまとめて一つの資料として整理いたします。

**【部会長】**

- ・ 一覧表とかある感じでしたね。
- ・ よその独立行政法人はだいたいこのような形なのですか。

**【事務局】**

- ・ はい、だいたいこのような形のところがありましたので、参考としたいと考えております。
- ・ まだ、実績報告書が出てきていない段階ですとなかなかイメージできないのではないかと思います。項目としましては「評価できるもの」と、「取り組みが遅れているのではないか」というものを記述式で評価いただきたいと考えています。

**【委員】**

- ・ 実績報告書は、どういう単位で出てくるのですか。中期目標の大きな項目ごとにですか、それとももっと小さな単位ですか。

**【事務局】**

- ・ もっと小さいです。最小の項目ごとにどのように取り組みをしてきたかということで出てきます。評価のレベルは年度計画と同じです。

**【和田委員】**

- ・ それは大変ですね。

**【部会長】**

- ・ 様式としては、毎年行ってきた年度評価の分と、4年間の通算でという感じでしたでしょうか。

**【事務局】**

- ・ 様式としては、19年度から21年度の実績がどういうものだったかというものをまず記載し、次に22年度の計画に対してどういう実績がなされたか、年度評価も一緒に兼ね備えている形になっています。3年間の実績と22年度の計画に対する評価、それで併せて4年間の進捗状況を調査・分析するという事です。

**【部会長】**

- ・ まあ出てきてから考えるということになるかもしれませんが。

**【委員】**

- ・ これは、この評価委員会の評価ということですか、大学ですと設置基準協会ですとか学位授与機構ですとか、いくつかの大学の評価機構というものがあるが、それとは関係ないのですね。

**【事務局】**

- ・ 地方独立行政法人法に定める評価です。

**【委員】**

- ・ 委員がおっしゃられたのは、認証評価のことですね、それとは違います。これは、各大学が計画を立ててそれをきちんとやっているかどうかで評価するものです。

**【部会長】**

- ・ 他には、ございませんか。  
それでは、この件については以上でございます。

<閉会>

**【部会長】**

- ・ これを持ちまして、第1回公立大学部会を終了いたします。
- ・ 事務局に進行をお返しします。

**【事務局】**

- ・ 短時間の中でご審議いただき、ありがとうございました。
- ・ これから、先ほど中断しております評価委員会をこの場で再開いたしますので少々お待ちください。